

写

宮労発基 0821 第 1 号  
令和 6 年 8 月 21 日

宮城地方最低賃金審議会  
会 長 熊谷 真宏 殿

宮 城 労 働 局 長  
小 宅 栄 作

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、宮城県労働組合総連合及び宮城全労協から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

2024年8月9日

宮城労働局長  
小宅 栄作様

宮城県労働組合総連合  
議長 高橋 正行  
〒980-0022 仙台市青葉区五橋一丁目5-13  
電話 022(211)7002

## 2024年度宮城地方最低賃金改正に係る異議申出

宮城地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の、宮城最低賃金に関する改正について、現在の時間額923円を、目安通り50円引き上げて973円とする答申を行いました。

この度の最低賃金の改定にあたっては、物価高騰が高止まりし、実質賃金の26ヶ月連続低下をするなかで暮らしを支える最低賃金額の決定が求められました。

私たちは、「物価上昇を上回る最低賃金の引き上げ」「目安を上回る最低賃金の引き上げ」を求めて運動してきました。

この度答申された50円の引き上げでは、物価上昇のなかで苦しむ県民、労働者の暮らしを改善するには不十分と考えています。

以上の趣旨から、下記のように異議申出をいたします。

### 記

答申された50円引き上げ、時間額973円とすることについては、以下の点から不服であり、異議を申出いたします。

- 1.全国的にも物価高騰が著しく（仙台市）、生活改善に不十分な水準であること。
2. Aランクとの格差、Bランク内の格差が解消されていないこと。
3. 生計費と比べ著しく低い最低賃金額であること。

この点について以下理由を述べます。

### 理 由

- 1 全国的にも物価高騰が著しく（仙台市）、生活改善に不十分な水準であること

全国的にも物価高騰が著しく、特に宮城県の人口の約半数を占める仙台市が高く、生活改善には不十分な引き上げ額と考えます。

この度、答申された金額では、物価上昇のもと、実質賃金が26カ月低下している状況にあり生活に大きな影響を与えています。特に仙台市は消費者物価指数が全国の主要都市に比べて高い数値が示されています。

中央最低賃金審議会で示された目安は、全国的な物価上昇率を加味し引き上げ目安を示しました。宮城県においては、とくに物価上昇率が高い数値が示されており、県民へのくらしの影響は大きいものがあります。その点から目安額にプラスし、生活改善に資する引き上げ額が示されるべきと考えます。

物価上昇は、とくに時給で働く非正規労働者のくらしに大きな打撃を与えています。時給 973 円で働き、暮らした場合、月の労働時間を 173.8 時間で計算した場合、月額 169,107 円（973 円×173.8 時間）年額で 2,029,288 円です。月 150 時間では月 145,950 円、年額 1,751,400 円になります。そこから税金などの引き去りがあります。年収 200 万円以下の「働く貧困」（ワーキングプア）におかれ、憲法 25 条の「健康文化的な最低限度の生活」を保障するものになりません。

宮城地方最低賃金審議会では「労働者の生計費を重視した」と公益見解が示され、仙台市における物価高を考慮したことも示されました。しかし、わたしどもが口頭意見陳述で述べた、青年やエッセンシャルワーカーの働き方や、暮らしへの影響、県民のくらし振りを踏まえない決定がなされたと言わざるを得ません。

今後さらに、物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込むことが懸念されます。最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなることが懸念されます。

## 2 A ランクとの格差、B ランク内の格差が解消されていないこと

中央最低賃金審議会の目安は全国一律に 50 円が示されました。この理由は昨年の中央最低賃金審議会で示された目安額が上位ランクにより高い引き上げ目安を示したことで格差が生じたことにより一律の目安額を示したと言われてしています。

厚生労働省の全国データでは最高額と最低額を比較した場合、比率では年々改善されてきていることが示されています、しかし、宮城県と A ランクの最上位の東京都の 1,113 円と比較すると 190 円の格差、宮城県と同じ B ランクの最上位の京都府の 1,008 円と比較すると 85 円もの格差があります。目安額通りの引き上げにとどまった場合は格差解消に至りません。

この間、全国各地、東北各県での審議会では、労働力不足や人口流出の要因とも言われているランク制度による水準の格差をなくす必要があるとの認識を持ち、目安額に上乘せする決定を行っています。

宮城県（仙台市）は東北各県の雇用の受け皿になっていることが長い間言われてきましたが、現在、宮城県は転出超過県になっている状況を踏まえれば最賃の格差を是正すべきと考えます。

今年度の審議会では、労働者委員からも格差の解消を求める主張がありましたが、このことを後方に追いやり、格差是正に踏み込まなかったことに大きな疑問を抱くものです。

最賃決定の3要素である 労働者の生計費 類似の労働者の賃金 通常の事業の賃金支払い能力を考慮して決定することが基本であります。労働力や人口流失な

ど最低賃金をもたらす影響を十分に考慮し決定すべきと考えます。

### 3 生計費に比べ著しく低い最低賃金額であること

「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差ない結果が出されています。

東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施し、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者(モデル例)は普通の暮らしに必要な費用は月の労働時間が173.8時間で時間額1,496円、150時間(年1800時間)だと1,733円必要との算出結果となっています。

この結果は、最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。このことから、私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けています。

物価上昇による生活苦でいのちの危機に晒されている状況です。労働者、県民が生活できる生計費を考慮し決定すべきと考えます。

#### 最後に

#### 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策強化を国に求めてください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、現下の物価高騰、原材料の高騰、低単価の押し付けと、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しいという声が多く聞かれています。

審議会において、付帯意見として出されたところですが中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性や、生産性向上の支援や取引条件の改善、適正な価格転嫁対策等についての抜本的な対策を速やかに実行するよう、政府に対し求めていただきたいと思います。

本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現を求め異議申し出をする次第です。よろしくお願い申し上げます。

以上

2024年8月14日

宮城労働局 局長 小宅栄作殿

宮城全労協 議長 大内忠雄  
仙台市若林区新寺1-5-26-510

## <宮城地方最低賃金審議会答申(1時間973円)への異議申出書>

### 「全国一律で1時間1500円」の実現を求めます

宮城地方最低賃金審議会の答申(8月5日)につき、「1時間973円」とする改定額に反対し、異議を申し出ます。

宮城全労協は「宮城県の2024年度最低賃金を審議するにあたっての要請書」(6月19日)において「全国一律で1時間1500円」の実現を求めました。また審議会での意見陳述(7月29日)においても宮城合同労働組合の組合員が意見を述べました。今回の審議会答申は私たちの主張とはかけはなれており、以下の3点にわたって異議を申し出ます。

- (1) 「目安」と同額の引き上げでは物価高に相殺され、生活改善は望めない
- (2) 地域間格差の解消のために全国一律の最低賃金が必要
- (3) 採決による決定に至った経緯を地域の労働者に伝えるべき

なお、答申に記述されている<政府に対する要望>の二点については、私たちは同様の視点を共有していることを表明し、(4)として「中小・零細企業への支援・対策の拡充を地域から求めること」を付記します。

- (1) 「目安」と同額の引き上げでは物価高に相殺され、生活改善は望めない

宮城審議会が答申した「1時間973円」では生活改善は望めません。それが最低賃金の近傍で働く労働者の実感です。賃金引き上げ分は物価上昇の波に吸収されることは明らかであるからです。

「どこでも誰でも1500円」を求める声は全国に広がっています。岸田首相でさえ昨年の最賃改定に際して「1500円を新たな目標とする」と述べたほどです。しかし、なぜ「2030年代半ば」まで待たねばならないのでしょうか。「健康で文化的な生活」のはるか手前で日本の最低賃金が議論されている。そのことが改めて突きつけられているのだと考えます。低所得労働者の賃金を底上げし、生活困窮から救い出すために「1500円」への引き上げを求めます。

- (2) 地域間格差の解消のために全国一律の最低賃金が必要

今年度、最低賃金「目安」は3ランクの引き上げを同額としました。昨年は新たに設定された3

ランクにそれぞれ一円の差額がつけられ、目安の段階ですでに地域間格差が広がると批判されました。今年の<同額目安>には、その点で配慮が見られるという指摘もあります。しかし、それでも目安通りであるなら地域間格差は縮小せず、固定化されることとなります。

地域間格差の縮小、解消を求める地方の声は切実です。目安に対して河北新報社説は次のように述べています。

「目安通り引き上げられても（東京都と岩手県の）差は220円で現状と変わらない。岩手のほか、青森、秋田、山形の各県もC区分で、目安通りの引き上げが実現しても時給1000円に届かない。こうした状況が放置されれば、東北からの人口流出はいつそう加速しかねない」（「最低賃金50円アップ/実感できる「底上げ」効果を」7月26日）

人口流出を憂慮する声は労使を問わず広がり、地方議会等で大きな問題になってきました。仙台圏は流出と同時に東北各県からの流入という二重の位置にあります。その宮城が全国一律最賃制実現に尽力することが問われています。

### （3）採決による決定に至った経緯を地域の労働者に伝えるべき

今年の宮城審議会は採決での決定になったと各社が報じました。「5日の宮城地方審議会では目安からの上乗せを要求する声が出る一方、中小企業の経営を取り巻く環境から引き上げ幅の縮小を訴える意見も出たという。採決の結果、賛成多数で案が了承された」（8月7日、日経新聞地域版）などの記事でした。

しかし、このような報道から詳細を知ることは困難です。また複数の新聞などが報じた審議会会長のコメントも公的な発言として紹介されたものではありません。

最賃審議の内容、決定の経緯に地域の労働者は注目しています。審議内容の公開や発表など、改善・工夫が望まれ、今後の課題として取り上げることを求めます。

### （4）中小・零細企業への支援・対策の拡充を地域から求めること

私たちは要請書（6月19日）において「中小企業・零細企業への支援策の強化」を訴えました。独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法の積極的な運用、業務改善助成金の簡素化と拡充、また社会保険料の事業主負担分の減免などです。さらに意見陳述においては「最低賃金があがると労働者を雇えなくなる懸念」についても言及し、その解消のために議論が必要と訴えました。

仙台弁護士会は4月25日、最低賃金額の更なる引上げを求める会長声明において、最賃審議会に対して「継続的な物価上昇に対応する水準の最低賃金額の引き上げを行うよう求めるとともに、政府に対し、最低賃金の引上げに対応した中小零細企業支援策の拡充を求め」ました。

政府の施策の実効性を検証し、必要な対策を充実させていくことが重要であり、宮城地方最低賃金審議会答申に記された政府への要望の具体化は喫緊の課題であると考えます。

（以上 / 2024年8月14日）